

マスクの転売が規制されます！

～令和2年3月15日(日)から、国民生活安定緊急措置法が施行～

新型コロナウイルスの感染拡大の不安に乗じて小売店舗などでマスクを大量に購入し、インターネット上で高額で転売する行為が確認されています。



以下の転売行為が規制対象です

今後は、



- ① 不特定の相手方に対して販売をする者(例えばスーパーなど)からマスクを購入した者が
- ② その購入価格(仕入価格)を超える価格で
- ③ 不特定又は多数の者に対して転売する行為が禁止されます。

どのような罰則がありますか



- ・ 違反行為を行った場合、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はその双方が科されます。
- ・ 法人の代表者や従業員等が業務として違反行為を行った場合は、行為者を罰することに加え、法人等に対しても、上記の罰金刑が科されます。

秋田県警察